

# **美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館 の土地無償貸付に関する仕様書（案）**

令和 年 月

美濃加茂市健康こども部こども未来課

この仕様書は、美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館（以下「加茂野保育園等」という。）の土地無償貸付に関する仕様を定める。

※この仕様書において使用する用語の意義は、美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館指定管理者募集要項（令和4年4月美濃加茂市公表）の例による。

1 事業名 美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館建物無償貸付

2 無償貸付する土地 次の表に掲げる土地

番号	所 在 地	登記地目	登記地積
1	加茂野町鷹之巣字中落 1453	田	840 m <sup>2</sup>
2	加茂野町鷹之巣字中落 1454	田	1,151 m <sup>2</sup>
3	加茂野町鷹之巣字中落 1455	田	1,849 m <sup>2</sup>
	(3筆)	計	3, 840 m <sup>2</sup>

3 趣旨 令和4年度現在、美濃加茂市（以下「市」という。）には、7園の公立保育園・こども園が設置されているが、施設の老朽化、待機児童の増加、慢性的な保育士不足など様々な課題に直面している。

これらの課題解決に向け、平成29年4月には「美濃加茂市公立保育園施設整備計画」を策定し、保育園の施設数及び規模の適正化を図るとともに、統合・複合化、民営化を視野に入れた保育園整備を進めていく方針としている。

このような状況の下、本事業は、子どもたちの安全安心を実現するとともに、より良い保育環境を確保するため、加茂野保育園等を民営化することを目的としている。

民営化にあたっては、令和5年4月から令和8年3月までの期間に、加茂野保育園等について指定管理者による運営等を行い、当該指定管理のモニタリング結果によって、当該指定管理者であった民間事業者（以下「保育法人」という。）に、市が所有する加茂野保育園等の土地を使用貸借（この仕様書において「無償貸付」という。）するものとする。

4 無償貸付の条件

(1) 保育法人に関する条件

- ・社会福祉事業に熱意と識見を有する者であること。
- ・認可保育施設（保育所又は認定こども園）を運営する者であること。
- ・令和5年4月から令和8年3月までの期間、加茂野保育園等の指定管理者で

あること。

- ・指定管理の期間に加茂野保育園等の利用者及び市から良好な評価を得ていること。

(2) 法人の資産に関する条件

- ・加茂野保育園等の運営に係る費用の1か月分以上の現金又は預金等を有していること。(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)に規定する給付費により求められる1か月分以上の金額を目安とする。)

(3) 現加茂野保育園の利用児童に関する条件

- ・令和8年4月から加茂野保育園等を民営化するにあたり、令和8年3月31日現在の加茂野保育園の利用児童の保護者が、民営化後の加茂野保育園での保育を希望する場合には、当該利用児童を優先的に引き継ぐこと。

(4) 法令上の事項に関する条件

- ・無償貸付を受ける保育法人が、美濃加茂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年美濃加茂市条例第5号)第4条第1号の規定に該当しない団体であるときは、無償貸付に際し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、美濃加茂市議会の議決を要する。

(5) 保育事業等に関する条件

- ・市の子ども・子育て支援行政を理解し、保護者の就学前教育・保育ニーズに応じて、次の地域子育て支援事業等を実施すること。
  - ①0歳児から5歳児までの保育を実施し、認可定員174名(3歳未満児30名、3歳以上児144名)の保育事業  
※令和5年4月時点における加茂野保育園の定員を引き継ぐこと。
  - ②早朝保育(午前7時30分から)・延長保育(午後6時30分まで)
  - ③土曜日の全日保育
  - ④地域の未就園児及び保護者、地域自治会活動に対する施設利用の便宜供与など地域の子育て支援、コミュニティー活動又は災害時における避難所に係る事業
  - ⑤自園調理(ただし、委託によることも可とする。その場合においては、市が委託する給食調理事業者を優先的に交渉するものとする。)
  - ⑥一時預かり事業(原則)

- ⑦美濃加茂市保育研究協議会等への参加
- ⑧児童館運営事業（児童の健全な遊びの場の提供・指導、児童の健全育成に関する地域活動の促進）
- ・職員の配置は、次によること。
  - ①保育園の施設長（園長）は、児童福祉施設等において主任保育士又はこれに相当する職以上として3年以上の勤務実績を有すること。
  - ②保育士の構成は、年齢のバランスに配慮するとともに、保育士実務経験3年以上の者が保育士の総数の概ね3分の1以上含まれていること。
  - ③児童館の館長は、次のとおりとする。
    - ア 児童厚生員1級指導員又は児童厚生員2級指導員を持っている者が望ましい。
    - イ 保育園園長と兼ねることができる。
  - ④児童館の職員は、1人以上配置すること。

#### (6) 土地等に関する条件

- ・加茂野保育園等の土地は、無償で貸し付けるものとし、現状有姿で引渡すものとする。
- ・無償貸付契約を解除することとなった場合は、原則として加茂野保育園等の土地は、保育法人において設置した工作物及び樹木等を除却し、貸付前の状況に戻すこと。ただし、市と協議の上、市が認めた場合はこの限りでない。

#### (7) 保育業務に関する条件

- ・無償貸付契約の締結から令和8年3月31日までの間、現加茂野保育園等が通常どおりの保育及び児童館業務を継続することに協力すること。

#### (8) 駐車場に関する条件

- ・現加茂野保育園等の駐車場については、加茂野小学校の駐車場と共にしているため、無償貸付後も引き続き共同で使用するものとし、その維持管理に要する費用については、毎年美濃加茂市教育委員会と協議のうえ定めるものとする。
- ・令和4年度現在、加茂野児童館及び加茂野保育園遊戯棟において、加茂野小学校の学童保育を行っており、駐車場を利用しているが、無償貸付後も引き続き学童保育関係者が駐車場を利用するに同意すること。この場合の市の窓口は、美濃加茂市健康こども部こども未来課（令和4年度現在）となる。なお、民営化後の学童保育は、加茂野保育園旧遊戯棟でのみ行う予定である。

#### (9) 契約に関する条件

- ・保育法人が保育事業及び児童館運営事業を継続する意思を喪失、又は岐阜県の指導監査等での指摘事項を是正しようとしない場合は、1年以上の期間を設けて通知をしたうえで契約を解除することができる。
- ・保育法人は、保育事業及び児童館運営事業を継続することが困難であると判断した場合は、少なくとも契約解除の1年前には市と協議を始めること。

#### 5 無償貸付の期間等

- ・無償貸付の期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とし、それ以降は市と保育法人が協議し合意をすれば同期間延長することができるものとし、以降も同様とする。なお、延長の申し入れは、市又は保育法人のいずれかが、契約終了日の1年前までに行うこととする。
- ・岐阜県の指導監査等で著しく保育事業の継続に問題となる指摘事項があり、改善されない場合は、延長に際し考慮するものとする。
- ・無償貸付の可否は、令和7年度に判断するものとする。

無償貸付用地【航空写真】

別紙地図参照

無償貸付用地【住宅地図】

別紙地図参照

## 加茂野保育園



※この地図は、美濃加茂市こども未来課が、プロポーザルのために  
作成したイメージ図であり、土地の境界等は正確なものではありません。